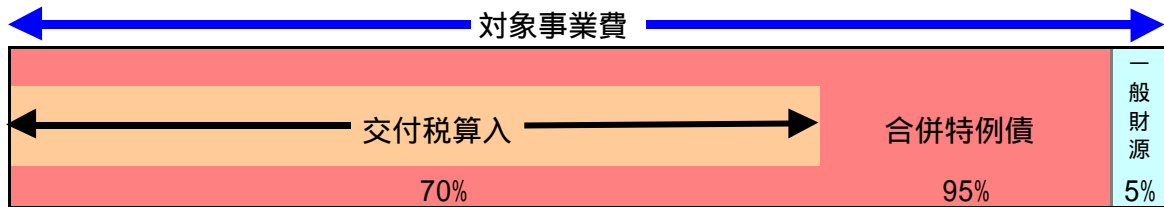


# 合併後の特例事業(合併特例債)

合併年度とこれに続く10か年度は地方財政法第5条の経費に該当しなくても、次の事業等のために地方債(合併特例債)を起こすことが認められます。

この合併特例債は充当率が95%で、その元利償還金の最大70%は後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されることになっています。



## 《合併特例債の対象事業》

合併協議会が作成する「市町村建設計画」に基づいて行う次の事業又は基金の積立てのうち、特に必要と認められるもの。

合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するため、及び合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の整備事業(合併市町村まちづくり建設事業)

### 合併市町村まちづくり建設事業の標準事業費

$$180 \text{ 億円} \times \left[ \frac{\text{合併後人口}}{10 \text{ 万人}} \times a + b \right] \times \left[ \frac{\text{増加人口}}{1 \text{ 万人}} \times c + d \right] \times \left[ 2 - \frac{2}{\text{合併関係市町村数}} \right]$$

合併後人口	a	b
3万人以下	1.000	0.200
3万人超 10万人以下	0.714	0.286
10万人超	0.000	1.000

増加人口	c	d
1万人以下	0.333	0.667
1万人超 5万人以下	0.167	0.833
5万人超 10万人以下	0.083	1.250
10万人超 20万人以下	0.042	1.667
20万人超 40万人以下	0.021	2.083
40万人超	0.000	2.917

\*「増加人口」とは、次の人口のことです。

(合併関係市町村の合計人口) - (合併関係市町村の人口のうち最も多いもの)

合併市町村における地域住民の連帯の強化又は旧市町村の区域の地域振興等のために設けられる基金造成事業(合併市町村振興基金造成事業)

### 合併市町村振興基金造成事業の標準事業費

$$(3 \text{ 億円} \times \text{合併関係市町村数}) + (1 \text{ 万円} \times \text{増加人口}) + (5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口})$$

標準事業費の上限は40億円